一般財団法人 社会変革推進財団 定年後嘱託職員規程

（2019 年 10 月 1 日制定）

第 1 条（目的）

本規程は、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度に基づき、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）において定年に達した職員を再雇用する場合に、本制度の対象となる職員の基準および処遇等について定めるものである。

第 2 条（再雇用の対象者と再雇用期間）

本法人は、定年後も引続き雇用されることを希望する職員について、再雇用する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、再雇用しない。

(1) 心身の故障のため業務に耐えられないと認められるとき

(2) 勤務状況が著しく不良で引き続き職員としての職責を果たし得ないとき

(3) 就業規則に定める解雇事由または退職事由（年齢に係るものを除く）に該当するとき

２　定年後再雇用における契約更新の上限年齢は 65 歳に達した日の属する月の末日とする。

第 3 条（嘱託職員の定義）

本規程における嘱託職員とは、60 歳で定年を迎えたのち、一定期間を定めて再雇用する者をいう。

第 4 条（希望の申出）

定年後の再雇用を希望する者は、定年に達する日の 3 か月前までに会社に申出るものとする。

第 5 条（雇用期間の定め）

再雇用契約の期間は、１年以内とする。

第 6 条（契約の更新）

第 5 条に定める契約期間満了に際して、本人が契約の更新を希望し、第 2 条 1 項の条件を満たしている場合希望者全員を再雇用するものとする。

２　定年後再雇用契約の更新を希望するものは、契約期間満了日の１か月前までに会社に申出るものとする。

第 7 条（賃金）

嘱託職員の賃金は、個別労働契約書にて決定するものとする。

第 8 条（昇給）
定期昇給は実施しない。

第 9 条（賞与）
賞与は原則支給しないが、支給する場合は個別に契約するものとする。

第 10 条（退職）
嘱託職員が、次の各号の１つに該当するときは、その日を退職の日とし、その翌日に嘱託職員としての身分を失う。
(1) 死亡したとき
(2) 契約期間が満了し、かつ本人が契約の更新を希望しないとき
(3) 契約期間が満了し、かつ会社が契約を更新しないとき
(4) 会社に連絡がなく３０日が経過し、なお所在が不明のとき
(5) 退職を申し出たとき
(6) 休職期間が満了したとき
(7) 本法人に連絡なく欠勤して２週間が経過し、本法人が所在を知らないとき

第 11 条（退職金）
退職金は原則支給しない。

第 12 条（労働条件等）
嘱託職員の労働条件および賃金については嘱託雇用契約書で個別に定め、契約書に定めがないものについては、就業規則および本規程に定めるところによる。
２　年次有給休暇は、定年後再雇用前の勤続年数を通算して付与する。

第 13 条（細則）
本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

（附則）
本規則は、2019 年 10 月 1 日より施行する。